

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第58号様式中

「

年度に地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込んだ額	円	
平成29年以降の所得に課された県民税に係る払込額	円	
均等割額(A)	円	
所得割額(B)	円	
地方税法第50条の2の規定により課した所得割額(C)	円	
指定都市に係る所得割額(D) = (B) - (C)	円	
平成28年以前の所得に課された県民税に係る払込額(E)	円	

を

」

「

年度に地方税法第739条の4第2項の規定により県に払い込んだ額	円	
均等割額(A)	円	
所得割額(B)	円	
地方税法第50条の2の規定により課した所得割額(C)	円	
指定都市に係る所得割額(D) = (B) - (C)	円	

に、

」

「(F) = (A) + (C) + (E)」を「(E) = (A) + (C)」に、「(G) =」を「(F) =」に、「(F) + (G)」を「(E) + (F)」に改める。

第63号様式中

「

(法人課税信託の名称)		
年 月 日から 年 月 日まで	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円

を

」

(法人課税信託の名称)		千円
	期末現在の資本金の額又は出資金の額	
	期末現在の資本金の額及び資	

年 月 日から 年 月 日まで	本剰余金の額の合算額	
-----------------	------------	--

に

」

改める。

第 65 号 様 式 中

「

・	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
千円	期末現在の資本金等の額	

を

」

「

・	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
千円	期末現在の資本金等の額	

に

」

改める。

第 2 条 神奈川県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 62 号 様 式 (表) 及 び 同 様 式 付 表 中

「

平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	十億	百万	千	円	事業税の特定寄附金税額控除額				
----------------------------------	----	----	---	---	----------------	--	--	--	--

を

」

「

令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	十億	百万	千	円					
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額					事業税の特定寄附金税額控除額				

に

」

改める。

第 63 号 様 式 中

「

(法人課税信託の名称)	期末現在の資本金の額又は出	千円
--------------	---------------	----

	資金の額	
年 月 日から 年 月 日まで	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	

を

「

(法人課税信託の名称)	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
年 月 日から 年 月 日まで	地方税法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額	

に

改める。

第65号様式中

「

(区分)	・ ・	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
	・ ・	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
	千円	期末現在の資本金等の額	

を

「

(区分)	・ ・	期末現在の資本金の額又は出資金の額	千円
		期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額	
	・ ・	地方税法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額	
	千円	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
		期末現在の資本金等の額	

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条

中第58号様式の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。